

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

第14回委員会 会議録

1. 日時：平成20年7月25日（金） 17：30～19：43

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者 (◎委員長、○副委員長)

学識経験者	◎竺 文彦	龍谷大学理工学部教授
〃	○吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
〃	中嶋 鴻毅	大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
〃	原田 正史	大阪市立大学大学院医学部研究科准教授
〃	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
〃	村上 安正	金属鉱山研究会会長
周辺地域住民代表	西村 貞男	国崎自治会 欠席
〃	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
〃	北野 正	黒川・新滝地区
〃	中垣内 吉信	田尻下区
〃	中西 俊裕	野間出野区
組合区域住民代表	竹内 伸夫	川西市在住
〃	佐伯 行昭	川西市在住
〃	森田 治男	川西市在住
〃	西村 克也	猪名川町在住
〃	瀬戸口 勇一	豊能町在住
〃	藤岡 民江	能勢町在住
関係行政職員等	勝野 聡一郎	阪神北県民局
〃	杉 正一	水資源機構
〃	岡野 慶隆	川西市教育委員会
〃	田中 仁志	川西市
〃	永棟 博	能勢町
事務局	浜田 剛	猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局長
	渡部 秀男	〃 局次長(総務担当)
	雪岡 健次	〃 局次長(施設建設担当)

井上 功	〃	局 参事
野村 徹	〃	施設建設課主幹
佐々木 規文	〃	施設建設課課長補佐

調査担当コンサルタント 日本技術開発株式会社

施設建設請負者 J F E 環境ソリューションズ[®]・前田建設特定建設工事共同企業体

工事施工監理請負者 株式会社日建技術コンサルタント

4. 配付資料

- ・第13回環境保全委員会会議録及び修正箇所一覧
- ・平成19年度環境影響評価事後調査報告書にかかる意見について
- ・環境影響評価事後調査（水質中間報告）
- ・環境影響評価事後調査（大気質中間報告）
- ・緑地保全計画及び造成区域内植栽計画の進捗状況

5. 次第

（1）議事

- ・第13回環境保全委員会会議録について
- ・平成19年度環境影響評価事後調査結果報告書に関する環境保全委員会の意見について
- ・事後調査結果（水質、大気質調査結果）について

（2）報告事項

- ・緑地保全計画及び造成区域内植栽計画の進捗状況について

（3）その他

開 会 午後5時30分

○事務局 定刻になりましたので、第14回猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会を開催をさせていただきます。

欠席の届けは、国崎地区住民代表の西村委員から欠席の連絡はいただいております。

さて、本日、本年4月1日で兵庫県及び川西市の人事異動によりまして、兵庫県北県民局県民生活部環境担当参事の勝野委員と、それから川西市市民生活部環境創造課長の田中委員が初めて出席をされておられます。ちょっとお一言だけ自己紹介をお願いをしていたきたいと思います。

まず、勝野委員からお願いいたします。

○勝野委員 阪神北県民局の環境担当参事をしております勝野でございます。

実は、こちらに来る前は、県庁の水質課のほうで仕事をしておりまして、その前は環境影響評価室におったということで、実はこの案件は私にとっても初めてではなく、ずっと以前といいますか、最初から何らかの形で関与させていただいております。どうぞよろしくをお願いします。

○田中委員 川西市環境創造課の田中でございます。

この4月に課長に就任しまして、何分ふなれで皆様にご迷惑かけるかもしれませんが、精いっぱいやらさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、レジュメに従いまして、これから委員長に議事を進行をしていただくわけでございますけれども、ちょっと一言だけ事務局からお願いを申し上げたいことがございます。

それは、発言のときにマイクを持ちに上がりますので、必ずマイクを通して発言をいただくということでよろしくお願をしたいと思います。もし急にしゃべられる分については議事録を調製するのになかなかできないという部分がございますので、必ずマイクで発言をしていただくということでよろしくお願をしたいと思います。

それでは、委員長、議事のほうをよろしくお願をいたします。

○委員長 それでは、始めたいと思います。

きょうは、次第を見ていただきますと、議事としては、議事録のことと19年度の意見というのと、それから調査結果、水質と大気というのが議事になってまして、2番目は報告事項、緑地保全等の計画の進捗状況というのが報告事項、3番目がその他というふうになっておりますので、その順序でやらせていただきたいというふうに思います。

それでは、議事の(1)から行きたいと思います。

まず、議事録の承認ですが、ご説明をお願いします。

1 議事

(1) 第13回環境保全委員会会議録について

○事務局 それでは、前回第13回の会議録の関係でございます。

資料-1でございますが、誤字等の訂正を除きまして、内容につきましては、委員の方から、資料-1にありますとおり2カ所の訂正の申し出がございました。12ページの言い回しの訂正と31ページにつきましては字句の補足ということでございます。確認のほどよろしくお願をいたします。

○委員長 会議録のところで2カ所訂正があるということですが、そのほか会議録でご意見

ございましたら。訂正等ございましたらお願いしたいんですが。

(発言者なし)

○委員長 よろしいですか。特になければ承認ということにいたします。

では、(2)の19年度の報告書に対する本委員会の意見ということですが、これもご説明をいただけますかね。

(2)平成19年度環境影響評価事後調査結果報告書に関する環境保全委員会の意見について

○事務局 こちらの事務局のほうから説明をさせていただきます。

19年度の事後調査結果報告に関する環境保全委員会の意見についてでありますけれども、これは前回この委員会で確認をしたとおり、委員の意見をそのまま掲載をしてつくるといってございましたので、委員長の意見も一番最初に記載をお願いをして、それで出てきました委員さんの意見をそのまま掲載しているという形でつくらせていただいております。これも確認のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 資料-2の一番初めの文書は私が書かせていただいて、あとは各委員からいただいた意見をそのまま列挙するという、これを取りまとめるということは時間の関係もあってなかなか難しいということで、意見のある方に関しては出していただいてまとめるという方針でこの資料-2をつくりましたけれども、これについて何かご意見あるいは訂正等ございましたら。

○委員 委員さんの意見書なんですけれども、少し事実誤認があるように思いましたので、ちょっと私の考えを述べさせていただきますいいでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○委員 1ページ目の下のところにあるんですが、「そもそも「リサイクルプラザ」を設置する事になったのは、(中略)「フォローアップ委員会」(中略)が設置すべしと意見をまとめ、当該施設管理者に答申した事から始まっている」となっておりますけれども、焼却方式検討委員会の前に施設整備検討委員会というのが住民参加でありまして、そこでリサイクルプラザの検討もされていますので、ここの部分はちょっと間違っているのではないかと思います。

それから、もう1つは、後ろのほうにある環境保全委員会の設置に至った要因、確かにそうなんですけれども、1つつけ加えておきたいのは、能勢町にも、環境保全委員会という名前ではなかったようなんですが、住民が環境を、公害を監視するというような委員会があったようなのです。しかしながら、最初はそれが開催されていたようなんですけれど

も、だんだん機能しなくなり、開催もなくなると話を聞いています。だから、そうならないためにも、私たちはきちんと行政から出されたデータをチェックして、きちんとした検討委員会を持続させていきたいと思っています。

何かつけ加えることがあったら。

○委員 今、委員のほうからご指摘いただきまして、委員のほうから資料もちょうだいいたしまして、私の事実誤認でございました。フォローアップ委員会からの答申ではなくして、今おっしゃいましたように、施設整備検討委員会のほうでの話その時点からリサイクルプラザについてはあったというふうにお聞きいたしまして、そのとおり、私の誤認でございましたので、訂正のほどお願いいたします。

なお、2番目に関しましては、能勢町のほうの公害監視委員会ですかね、山内地区に、いわゆる豊能郡美化センターの件につきましてもそういうようなものがあったということは、これは私も存じ上げております。ただ、ほとんど機能しなかった。なぜ機能しなかったのか、その点に関して私も地元住民として多少知っておりますので、その意味からもこの環境保全委員会がいかに大事であるか、いかに住民の意見を広く拾い上げていただく委員会になるべしかという点を強調して申し上げているところでございますので、委員各位にはどうぞその点につきましてご理解を賜れたらというふうに思っております。よろしく。

○委員長 そうしますと、この意見書について訂正されますか。もうこれはこれで出したから、これはこれで出しておいて、話として間違っていたということを議事録に残しておくということによろしいですか。

○委員 結構でございます。

○委員長 わかりました。どうぞ。

○委員 委員さんにちょっとお聞きしたいというよりは、焼却方式検討委員会のみならず、住民が参加している委員会の地位を非常に高く評価されてるんですね。この言葉で見ますと、「「焼却方式検討委員会」の有志が、単に焼却方式を決定するだけに留まらず」、委員会なんて決定するような権限は全然ないんですよ。ですから、委員会の焼却方式検討委員会は、調査、研究、比較を行って、その結果を報告しなさいということだけですから、何も決定するというふうな権限は持たされてない。だから、このときも評価点が近寄った2つの方式を、このどちらかを選定されたらいいのと違いますかというふうなことを言うだけでございますので、その辺、現在のこの委員会でも同じだと思うんですけども、ある意味で言うたら情けないというのか——そこにありましたかね、フォローアップ委員会にしたって、フォローアップ委員会が出したものの半分ぐらいは採用されてるかもわからんけれども、何か随分飛ばされてしもうたなというふうなのが随分ありますので、そう

いうふうな位置づけで委員会というのはあるのかなと思って半分あきらめておりますけれども、そういうことで、「決定」という言葉は、いかにもレベルの高い委員会のように聞こえますので、その辺だけちょっと訂正させていただきます。

○委員 まことに委員のご指摘のとおりだと思いますが、私が思いが強くなり過ぎまして、表現上「決定」という言葉を使いましたが、まさしくそのとおりで、答申をするということが各委員会の持ち分であったのかもわかりません。ただ、私思うんですけど、だからこそ環境保全委員会のあるべき姿というものを皆さんにコンセンサスをつくってほしいということなんですね。まさしく行政の所管で決めることと、各住民参加、もしくは学識経験者をもってその中に意見を述べる委員会であるからこそ、私たちは環境に関しては、当然のことながら、その環境に及ぼす影響に関して広く問題を提起していかなければならないし、それが住民の負託にこたえることだろうというふうに、この委員会に参加させていただいてからずっと申し上げてきたことなんです。多少私の意見書が過激であったのかもわかりませんが、事実の誤認といえますか、思いが強くなり過ぎまして、言葉足らずのところ、これは訂正をさせていただき次第でございますし、各委員さんにもその点につきまして、私が誤認をしているのではなくして、ちょっと思いが強過ぎたということでご理解賜ればと思います。

ただ、もう1点申し上げれば、委員の意見書にも出てますように、この前、前回の委員会で申し上げたいいわゆるリサイクルプラザの各燃料の使い方というんですか、これぞまさしく私は、あのとき委員長も新聞の記事はあてにはならんとおっしゃいましたけれど、新聞の記事ではなくして、事実として設計図面にも低圧ガスをお便所でありますとかシャワーでありますとか引くとか、リサイクルプラザの体験施設である調理実習にも大阪ガスの低圧ガスを使うというふうなところも出ておりますので、その点につきまして、これを拾うところがなければ、だれがその指摘をするのかということで、この環境保全委員会でぜひとも拾い上げていただきたいというふうに思っております。

○委員 前回の委員会のときに、本委員会のテーマから逸脱しているというお話があって、確かにそうかも知れませんが、今議論が委員から出た中で、あともうちょっと私心配してる場合がございますので話させていただきます。

非常に小さなエネルギーについてもこれだけ問題にされてるといえるのは、やはり住民の方のリサイクルだとか地球温暖化というのに対する意識が非常に高いというふうに私考えてる。私が考えてる以上に非常に高い。そこで一番心配するのは、今議論されてる給湯設備や調理器よりも、まあ言えば3けたも4けたも大きなエネルギーの問題の溶融設備でせつかく（焼却炉の余熱利用で）発電してるのに、その電気を使わないで、電気溶融炉を使

わないで、都市ガスで溶融をする。その辺は委員の方はよくご理解されてるので質問されてないのかなとは思いますが、私自身は、その理由は私聞きましたけども、とてもとても人様に説明するほど理解するところに行っていないんですよね。 広報紙の「森の泉」だとか、それから施設のパンフレットを見ましても、どこにも燃料は化石燃料を使いますよ——燃料というのは、エネルギーは、電気じゃなしに都市ガスを使いますよとは書いてない。灰溶融炉とか表面溶融式灰溶融炉と書いてるだけで、燃料は何かわからない。一般の住民の方が見られたら、発電してるから当然電気炉やねんやろうな、こういうふうに思うのは普通だと思ってます。

ただ、事務局としては、発電つき焼却炉イコール電気溶融炉と考えるのは従来の考え方で、事務局としては、そういうふうに安易に考えないで、規模や発電能力やコストを十分検討された上で、こういう条件の中でも都市ガスの表面溶融炉のほうが適当なんやという結論を、まあ言えば画期的な結論を出されたと思うんですけども、それを市民、住民の方にどう理解さすのか。今までのところは、そういうことを住民の方が問題視するような文はどこにも出てない。

だから、私も委員の一人として出てて、委員さん、どうなんや、何でやねんと言われたら、先ほども言いましたように、私はよう説明せんということなんですね。だから、例えば広報紙の「森の泉」とかそういうものにリサイクルの特集とかいうふうなものを組んでいただいて、この問題はこういう意味で、税金を節約する意味でもあるし、それから地球温暖化にも役に立つので、都市ガスを使いますけれども、電気は関西電力でまた有効に利用してくれるんでというふうなことで、きっちりとみんなに一般の人にわかるような説明を1回してもらわないかんの違うかなと思いますけども、いかがですか。

○委員 同じテーマなんですけれども、実は環境影響評価書を見てましたら、ページは6の216から218にかけてなんですけれども、地球温暖化の項というのがあるんです。これは初めから、灰溶融炉はガスを使う、燃料は天然ガスであるという前提のもとではじかれた数字なんですよね。

○委員長 いや、それはちょっと……

○委員 もし違ったとしたらここは訂正しなきゃいけないと思うんですけども、この数字だけ見てもよくわかりませんし、環境影響評価書にちゃんと地球温暖化という項がある以上、今の説明というのはきちんとやっぱり私たちにはしていただきたいと思います。

○委員長 それはガスであっても重油であっても多分計算はできると思うので、前提に何を使われたかはちょっと私は今確認できないですけど、電気を使おうが重油を使おうが計算はできますよね、天然ガスであろうと。

そうしましたら、今エネルギーの話が出てきたので、私の考え方をちょっと言いますが、都市ガスですね、それを使うということでお話があって、私は多分この委員会の範囲からは超えているという判断をしてるんです。というのは、エネルギーの話でガスを使うのが妥当なのかどうなのかということ判断するには、それなりの資料なり、ちゃんとしたデータがないと判断できないし、溶融炉のことになると、またもう1つそれについての資料も当然要るし、私がずっと言ってますように、発電するなら生ごみをそもそも入れること自体がおかしわけですから、いろんな問題が出てくるわけですね。エネルギーをしっかりと見ようとすればね。この委員会はそこまでの範囲、内部設備を含めてやる能力というか、範囲は私はないというふうに判断してるんです。ですから、ここでそれをやり出したら、ちょっとこれはやり切れないだろうと。ですから、いろんなご質問があって、どうなってるんだという話は、先ほどの都市ガスの件などはできれば勉強会のときに、この委員会でないところで資料をもらって説明をいろいろ受けるということやっていただければ一番いいんじゃないかというのが私の判断なんです。

基本的には、環境アセスの水とか大気とかそういう環境に関するチェックをここでしっかりやるというのがここの役割だと。前からそうなんですけど、じゃどこまでやるんですかということは明確にはしてないですけども、アセスというのが一番基本ですので、以前にでも発破をかけるかかけないかというところでも、その判断をしないでおくと。この委員会の範囲を超えるという判断をしたわけですから、ちょっと内部設備まで、溶融炉をどうするんだ、ガスを使うことが妥当なのかどうなのかというところは、ちょっとこの委員会では無理だというふうに私は判断してるんですが。

○委員 この委員会ですらなくてもいいんですけれども、とりあえず事業主体が決めていることというのがあるんですね。生ごみは各自治体によっていろいろな努力はしてはりますけれども、やっぱり一部はここでも燃やされます。灰溶融炉をつくります、灰溶融炉は天然ガスで溶融しますということがもう決まってるわけです。決まっていることを私たちがきちんと理解したいということ言ってるんです。ですから、勉強会で構いませんので、どういうふうに、例えば環境対策だけで決めたということはないと思うんですね。コストのこととか維持管理費のこととか、環境ももちろんですし、いろんな面で、実績も含まれてるでしょうし、いろんなことでこういうふうに決まりました、電気とガスとを比較してこうこうでこういうふうにします、天然ガスを選んだことでこういうふうに数値が変わってきてますとかということ説明していただければ、私たちも理解できるんです。そういうことをしてほしいと言ってるわけで、それがいいとか悪いとかを今さらここでとか勉強会で議論をしようと言ってるのではありません。

○委員 今おっしゃいましたけれども、決して事務局の方針が間違ってるとは一言も言っていないですよ。私、非常に画期的なという持ち上げ方をしましたけれども、ちょっと普通とは違う決め方をされてるんで。というのは、発電つきのところで電気溶融炉じゃなしに燃料式のを使われてるというので、そういうことで説明をきっちり、全部の住民にわかるように、いわゆる広報紙できちっと説明してほしいなど。この委員会にお願いしてるというよりは、こういう公式の場をかりて事務局にお願いしてるという言い方なんですけども。

最近の資料を見ましても、廃棄物学会の廃棄物焼却研究部会の「都市ごみにおけるサーマルリサイクルの役割の現状と将来の方向性」ということしの7月の資料ですけれども、これにもストーカープラス灰溶融炉が7つ最近のものがピックアップされてて、そのストーカープラス灰溶融プラス発電という組み合わせ、ここと全く同じ組み合わせが7つピックアップされてて、7つとも全部電気式の溶融炉。プラズマか電気式というのですから、まあ言えば、非常に特異なケースでここが決められた。しかし、それは非常に検討された上でベストで決められたと思ってます。だから、そういう特異な条件で決めたものは、やっぱりきちっと住民に説明すべきだと。こういう理由ですよ。それを委員だけに説明して皆さんに説明してくれということではちょっと荷が重過ぎるので、みんなにわかるような説明をしてほしいというのが私の言ってる本旨でございます。だから、決してここでもう一回ひっくり返して検討してくれなんて、そんなこと今つくってるものに言う気はないし、決められたことは絶対正しいと思ってますんで、そういう意味で、きちっと皆さんにわかる言葉で説明するような資料を出されたらいかがですかということを申し上げてます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 今まことによくわかる説明をしていただきました。ただ、溶融方式が、燃料が電気であるかガスであるかという点に関しては、確かにいろんな経緯をもってガスに決定をされたんだろうと思います。ただ、ここまで言ったらまたあれですけど、JFEというのはもともと電気溶融炉を持っておったメーカーであり、そのメーカーがわざわざ違うメーカーさんにその部分をお願いしてるというのも、これも何や変なもんやなど。その経緯に関してはぜひとも説明を受けたいなというふうな思いを私はしております。

それともう1つ、これは観点は別個で、先ほど言いましたようにリサイクルプラザというのは、環境保全委員会の3つ目の目的に「施設稼働の監視に関する事項」というのが確かに入っておるんですね。施設稼働の監視というのは何なんやということを考えれば、当然焼却炉の本炉のほうもあることながら、リサイクルプラザの運営稼働に関しても当然の

ことながら含まれると私は理解をして、リサイクルプラザに使われる燃料に関しては、当然監視に関する環境保全委員会の範疇におさまるものというふうな思いで提案を前にさせていただいたわけです。

本当にいろんな形で説明不足の部分があるということは、今、委員からご指摘のあったとおりでございますけれど、私たち住民から今後物が言える、確かに——これは別個になりますが、地元黒川地区と田尻地区と出野地区は、地元の協議会というのを施設組合と結びましたから、それとは別個に1市3町の住民の意思というのをどこかで拾うところがないかなければならない。それが環境保全委員会ではないかなというふうに思っておりますし、それが施設稼働に関する事柄であるならば、広く議論をするかしないかはまたここでご検討いただくにしましても、この場でやっぱり拾い上げていく必要はあるというふうに私は考えました。

- 委員長 この意見書の話なんですけど、エネルギーに関しては、皆さん今おっしゃったように、事業主体が本来ちゃんと説明すべき話ですので、今ご意見いただいたものを十分聞いていただいているわけですから対応していただくということでもいいんじゃないかというふうに思いますが、よろしいですかね。ここでエネルギーの問題を取り上げるということではなくて、この場で意見を出していただいたわけですから、それを事業主体がしっかり受けとめていただいて、住民に対する対応をしていただくということでもいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。ほかの委員の方々。よろしいですか。

そしたら、そういうことで、エネルギーの話が前回ぐらいからですかね、いろいろご指摘はいただいているんですけど、この委員会の中でそれを具体的に検討するというのではなくて、せいぜい勉強会的时候会にやってくださいというふうに私は言いましたので、それなりに対応していただいているのかどうかちょっとわかりませんが、勉強会等で資料、あるいはこの委員の中に対しては説明はしていただきたいし、それよりも一般の住民の方に説明がちゃんとされないといけないわけですから、その点は事業主体がしっかりやってくれと。それを言う場が余りないのでここを出していただいているわけですけど、意見として出していただいて、その対応については事務局がしっかりやってくれということをお願いしたいと思います。

ほかに、この意見書のまとめについてのご意見ございますでしょうか。

- 委員 この意見書についての意見ではないんですけど、私、実はこの意見書を出さなかったんですけども、意見というよりは、むしろ感じていることとして、ちょっと二、三申し上げたいなと思います。

3つあるんですけど、1つは、私たち住民の委員の立場として、第1回目の委員会に出た

とき私はあれっと思ったことは、組合に対して、あんた方何考えてるんだとか、あんた方どうしてるんだ、なぜそうなんだと。どちらかといえば責めるというか、詰問するというか、とっちめるような、そういう雰囲気を感じたんですね。これは私の誤解かも知りません。しかし、それは正しくない。お互いに環境を守っていこうという仲間としてもう少し穏やかな発言、大分直ってきたと思いますよ、ここ何回か。そのことを、私自身も含めて反省の意味も込めて、感じとして1つ申し上げておきたい。

それからもう1つは、組合のほう、これも私のひがみかも知りませんが、できれば痛いところを突かれないとか、難しい質問をされたくないとか面倒なことにはかかわりたくない、何かそんな姿勢が見受けられるんですね。これはそうじゃない、おまえのひがみだというのであればはっきりおっしゃっていただきたい。そういうことではなくて、我々よりも何十倍もデータ、情報を持っておられるんですから、我々の気がつかないところ、実はこうなんだよ、こういう心配もあるんだということを教えていただいて、みんな考える場にしなきゃいけないんじゃないか。それが2点。

もう1つは、先生方に申し上げたい。今まで私が出た委員会の中で先生方のほうから積極的に発言された例がなかった。これは、例えばいろんなデータが出てますよ。しかし、それは我々専門家から見たらこういうふうに解釈するのが正しいんだとか、実はこのデータは将来こういう心配になる種を含んでるんだとか、先生方は全世界じゅうの情報を持っておられるし、10年、20年先の動きも感じ取られる。我々、10年あるいは20年後にはいない。20年後の人に参考になるような、そういう見解、考え方、そういうものをぜひ出していただきたいなど。

この3つを感じておりますことを素直に申し上げました。失礼だったかも知りません。しかし、私自身、今まで会議の中で感じてきたことを正直に申し上げました。ひとつその点をご容赦願いたいと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。感想を率直に言っていただいたというふうに思います。

以前から問題であると言われていたところがありまして、それは事業主体がこの会の事務局をやっているんですね。どうしても事業主体に言いたいことが事務局と一緒にしちゃう。だから、本当は事務局が別の全然違う、例えば行政主体が事務局をやって、事業主体とここの事務局が別だとまた雰囲気が変わると思うんですが、一緒ですので、どうしても言っちゃうという、そういう傾向が1つあると。委員会の基本的な問題でそれは指摘されてるんですが、すぐにそれを変えるということもできないので、そんな感じでやっているというふうに思います。

専門の委員にもご意見がありましたけれども、何かございますか。よろしいですか。ご

意見として聞いておくということで。

ほかに報告書に関するご意見等ございましたら。今のような感想でも結構です。よろしいですか。

(発言者なし)

○委員長 そうでしたら、(2)の19年度の報告書に関するご意見は伺ったということにいたします。

それでは、(3)の調査結果のほうに移りたいと思います。

①が水質調査結果ですので、ご説明をお願いします。

(3) 事後調査結果について

①水質調査結果

○事務局 それでは、水質の調査結果、資料-3についてご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、1ページに書いてますように、平成19年度第5回の水質測定結果、それから平成20年度の第1回、第2回の水質測定結果、合計3回でございます。

平成19年度につきましては、たしか3月18日ぐらいに環境保全委員会をやりまして、その後に3月20日から21日にかけてかなり強い雨が降りました。それで放流が必要になってきましたので、急遽採水を実施しております。それから、20年度に入りましては、5月に2回やっております。

1ページ目をめくっていただきまして、3月20日から22日の採水でございますが、雨量のデータを見ていただいたらわかりますように、3月19日の夕方から3月20日の午前中にかけてかなり強い雨が降っております。それで、調整池のほうにためておりますが、まだ余裕はかなりありましたんですけども、少しずつ出しとこうかということで、3月20日と3月21日にそれぞれ短時間運転しまして、そのときの水質をそれぞれ1回ずつはかっております。それから、本格的には3月22日に運転しまして、そのときは東側、南側、それぞれ5回ずつ測定しております。

測定結果につきましては、すべての項目で管理目標値以下ということになっております。これは、先ほど申しましたように、W-1もW-2も濁水処理機を使いまして放流した結果の値でございます。

それから、平成20年度の第1回でございますが、これは採水日が5月19日ということになっております。5月に入りまして、4月もそうだったんですが、結構雨が降っております。若干その間も少しずつは放流したこともありますけれども、5月の13、14

日に結構な強い雨が降りまして、そのままためておりましたが、また19日に雨が降る可能性があるということで、調整池を空にするために19日に放流しております。このときは、南側につきましては上水を放流しております。濁水処理機は使っておりません。それから、東側については常に濁水処理機で放流した水質でございます。それぞれ5回測定しまして、すべての項目において管理目標値以下の水質となっております。

それから、第3回目、5月27日でございますが、この回につきましては、今までずっと北側のほうは余り水がたまらなかつたんですけれども、ずっと雨が続いて、北側もかなりいっぱいになってきたということで、北側を放流するということで、あわせて南側と東側と3カ所で同時にやっております。これもすべて濁水処理機を運転してからの放流水でございます。

測定結果は、それぞれ5回ずつやっておりますけれども、すべてのデータで管理目標値以下の放流となっております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。水質の結果を報告いただいて、3月は前年度になるわけですけど、5月の結果を報告していただきました。W-1、W-2とかいう場所については、後ろの図面の地図のところにポイントが書いてある各ポイントでの水質の測定ということになります。

今のご報告について何かご質問とかご意見ございますでしょうか。

○委員 原水の測定のことなんですけれども、今お話を伺ってたら、もしかしたら濁水処理機をかけたときに原水の測定もあるのかなと思ったんですが、18年度の環境影響評価の事後調査報告書を見ていましたら、W-1のみ原水の測定がしてあって、19年度の報告書にはW-1とW-2が同時にされていることもあるし、片方だけがされていることもあるしというのがあったんですね。どういう基準で原水を測定されているのかなと思ってちょっとお伺いしたいんですが。

○事務局 18年度、19年度につきましては、特段そういう決まったものを持ち合わせておりませんでした。19年度の後半からは、原水1回と放流水2時間置きでやるというようなことで固めておりまして、必ず原水を1回はかるような格好にしております。

○委員長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 特にないようでしたら次に進みます。②が大気の調査結果です。ご説明お願いします。

②大気質調査結果

○事務局 それでは、資料－４、大気の中間報告ということで報告させていただきます。

調査期間は、平成２０年６月５日から６月１１日までの１週間でございます。調査項目は、前回の冬の測定と同じく二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、それに風向・風速でございます。

調査地点は９カ所、これは以前と同じでして、ページでいいますと１１ページにあらわしております９カ所でございます。

２ページから９ページまでそれぞれ総括表がついております。網掛けしたところは、環境基準を超えたものということで網掛けしております。光化学オキシダントにおきましては、以前から同様に環境基準をオーバーしているときがあるということでございます。

具体的にはグラフで見ていただいたほうがよくわかると思いますので、７５ページをお開きください。

まず、二酸化硫黄でございますが、日平均としては０．０４という環境基準がありまして、それに比べまして、どの時点とも非常に低いレベルで推移しております。全く問題のない数字かと思えます。

それから、７７ページのほうが窒素酸化物でございます。これは、二酸化窒素として０．０４から０．０６という環境基準が決まっております。それに比べまして半分以下ぐらいのところまで推移しております。だから、環境基準は全地点ともクリアしているような状況でございます。

それから、７９、８０ページが浮遊粒子状物質でございます。これは、日平均値０．１、日中最大値もあるんですけども、一応日平均値０．１というのをグラフにあらわしておりますが、環境地点を上回った地点はございません。一庫でばらつきがあるようなデータになっておりますけれども、最大値でも環境基準はクリアしているような状況でございます。

それから、８１、８２ページが光化学オキシダントでございます。これは、以前から同様の傾向でございます。必ずと言ったらおかしいんですけど、何日かは環境基準をどの地点でもオーバーしている状況が今年も観測されました。

その次の８３、８４ページのほうに、周辺地点との相関を見るために、同じグラフ上でプロットしておりますが、ほぼ並行して推移しているような状況がわかっていただけるかと思えます。以前からご説明しておりますように、広域的な原因によるものと考えております。

それから、最後に風配図と、95ページ天気図、それから最終ページに工事車両の代数を挙げておりますけれども、工事車両につきましてはコンクリートミキサー車の台数が減っております、以前と比べて非常に少ないような状況になっております。

それから、資料番号をおつけしてないんですけれども、現況調査時の大気質濃度データということで、別でお手元にお配りしております。これにつきましては、前回の保全委員会のときに、従前のデータの比較を簡単にできるような資料が欲しいというようなご意見がございましたので作成させていただきました。

現況調査時は、一番初めに書いていますように、平成14年5月から平成15年2月まで、四季、4回やっております。地点としては6カ所のデータをとっております、それを一応グラフ化しております。1枚目、2枚目が総括、6地点全部プロットしております、3枚目以降で各地点の単独のグラフであらわしております。このデータと今回のデータを比較すれば、どうなってるかとかいうのはわかるかと思っておりますけれども、若干前回ピークがあったりして、今回のほうがきれいかなという状況が例えば二酸化硫黄なんかでは伺えます。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。大気に関するご説明をいただきましたけれども、今の説明について、どうぞ。

○委員 最初の資料の82ページなんですけれども、一庫ダム管理所の日射量というのが出ていて、その日付が1月22日から1月29日になってるんですけど、これは間違いではないのですか。

○事務局 申しわけございません。これは間違いでございまして、データとしては一庫ダムのほうからいただいておりますので、前の資料を多分流用してデータを作成しております、それで前のデータが残ってたものと思われまして、申しわけございません。訂正させていただきます。

○委員長 この日付を上とそろえたらいいんですか。

○事務局 はい。そのとおりでございます。申しわけございません。

○委員長 一番初めが6月5日という、上にそろえればいいんですかね。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 オキシダントのことですけれども、今回の資料と2年前のを比べますと、例えば国崎地区について見れば、少し良化しているような感じがするんですね。この大きなデータで多少違ってたってどうってことない、そんな優位性はないんだということかもわかりませんが、このデータを見ると風向きがかなり影響してるんかなというふうにも感じられます。

相対的なコメントの中で、今回も同じように広域的な要因によって濃度が高くなったと考えられると。ここ3年ほど同じようなコメントなんですね。そうかもわかりませんが、6月5日ごろから1週間にかけて毎年こういう異常値が出てきておるんですね。これは360日の中の1週間じゃないかと。それは広域的な一時的なものやということでは本当に済ませていいのかどうか、私素人なものでわかりませんので、その辺のご見解をお聞かせいただきたいなど。将来、今度の新しいごみ施設が稼働した場合に、そこから出てくるいろいろな廃棄物がこれと重なった場合、もっと大きな何か変なものになってくると違うのかな、そんなおまえ心配せんでええということになればそれでええんですけど。

それから、もう1つは、ここのごみ施設が稼働した場合、今どこかほかの地点での広域的な要因でこうなっているんだというようなことが、実はここのごみ施設を稼働することによってほかの地域に対して、ほかの地域から見れば、何か広域的な原因によってそちらの状況が悪くなるというようなこともあり得ないことではない。つまり、毎年同じようにこの時期、国崎地区でこうなっていることについて、広域的な要因かもしれないかもしれませんが、広域的な要因だということではほっておいていいものかどうか、それなりの追求というものをしてもいいのと違うかなど。時間も金も物すごいかかるというのであれば、これは必要ないかもわかりませんが。ずっと将来的にこういうのは関係ないんだということでは一笑に付していいものかどうか。その点についてコメントいただきたいなどというふうに思います。

○委員長 まず、事務局から何かありますか。

○事務局 光化学オキシダントにつきましては、1週間しかはかっておりませんが、ずっと春と夏は必ずこういう状況が続いてますので、5月から恐らく10月ぐらいまで半年間は必ず、日射が多かったりしたらこういう環境基準を超える測定データがあるものと考えていただいたほうがいい、この1週間に限った話ではないということでございます。

○委員 それでご説明終わりですか。

○事務局 その原因につきましては、究明につきましては、これは私の個人的な考え方でございますが、組合のやるべき、究明すべきことではない。例えば、中国からの汚染物質の何とかというぐあいなのが新聞紙上を賑わしてますけれども、そういう研究テーマとして、例えば環境省とか大阪府の公害研究所とかその辺でやっていただくような議題で、我々みたいな一部事務組合で取り扱うようなテーマではないと考えております。

○委員 わかりました。今ご説明いただきましたように、数カ月にわたる現象だということ、私、今初めて聞いたんです。だから、例えばそういうことをもっと早い段階でお伺いすれば、こういう疑問も今投げかけずに済んだかもわかりません。以上です。

○委員長 学術委員のほうから何かコメントあれば。

○委員 専門家のほうの立場からお話しておきます。

ここで大気汚染物質、硫黄酸化物から始まって窒素酸化物、それからSPM、オキシダント、4つはかっていますが、この中でオキシダント以外の3つにつきましては、少し学術的な言葉でいきますと一次汚染物質と言われているもので、排出した物質が基本的にはそのまま、NO_xの場合は少し化学変化しますけれども、基本的には変化しない状態で、その場所に近いところの濃度が基本的には高くなる、そういう物質です。

オキシダントの場合は、これは原因物質がかなり複雑でして、NO_x関係と炭化水素がもともとの汚染物質の原因物質だというふうに言われています。それが日射の影響を受けて光化学反応が進んで、その間に時間的にかなり経過しますので、そういう関係で、いわゆる広域の大気汚染と言われているものになりますので、基本的にはその場所、いわゆる一次汚染物質のもともとの原因があったところではなくて、それよりもちょっと違った場所で濃度が高くなるというケースが非常に多い。今お話ししたようなNO_xとかそういうものにつきましては、基本的には例えば工場地帯があるような海岸のところと比較的たくさん発生しますので、その濃度が基本的に高いんです。しかし、オキシダントの場合は、濃度が高いそのものが少し反応しながら、昼間の場合は海のほうから内陸のほうに風が吹きますので、その関係もありまして、運ばれながら反応が進んでいくという、そういう形になりますので、内陸で基本的にはオキシダントの濃度が高い。

比較的郊外の住宅地でも濃度が高くなるというのはそういうことで、ここに出ていますような、後ろのほうにデータがつけられていたと思いますが、川西の市役所もありますし、その奥の方で山口の小学校とか、西宮の北のほうですが、三田とかも幾つかつけられていますが、こういう広域のかなり離れたところで、普通は汚染物質が余りないと思われるところでオキシダントの濃度が非常に高くて、これはなかなかある特定の場所を押さえるだけでは多分対策としても非常に難しい。一応今問題になっている大気汚染物質の中で一番問題になっていてなかなか下がらない、今このデータに出ていますけれども、非常に濃度が高い状態で環境基準がクリアできない割合が非常に高い物質になっています。

ごみ処理の話からいきますと、その場所で発生したものから直接オキシダントが発生することはまずありませんので、その中から出てきた物質が周辺に対して拡散しながらということはもちろん考えられますが、そのプロセスがかなり複雑になりますので、どこが原因というのがなかなか特定しにくい状況で、研究面からもまだ具体的、例えばNO_xを減らせば単純に減るかといったら、そういう状況でもありませんので、何をどういうふうに対策を打てばいいかというのがまだきちっとは決まってません。

そういう意味で、さっき事務局のほうで話が出たのは多分そういう経緯がありまして、ここのごみ処理場から出てきた物質が原因かどうかというのが非常に特定しにくい状況になっている。あるいは、今質問が出たように、周りのところに影響するかどうかということに関してもなかなか非常に難しい。オキシダントというのは、1回出てきて、それから化学的な変化をした後の物質になりますので、非常にいろいろな条件が重なっていますので、そういう意味でなかなかすんなりと、高いからといって例えばここのごみ処理場が原因だというわけにはいかない。そういう特殊な物質になっているということを少し理解をしていただければいいかなというふうには思っています。

それから、あと、光化学反応と言われているように光が当然要りますので、晴れた日、それとあと温度が反応速度に関係しますので、温度が高くて晴れている日というのが基本的には光化学反応が進みますので、そういう意味で濃度が高くなるということです。逆に言えば、冬場は気温は低いですし、日射量も少ないので、そういう意味では反応が進まないで、濃度的には基本的にはレベルとしては下がる。全体としてはそういう状況になりますので、比較的気温が上がってくる5月ぐらいから9月、10月ぐらい、気温が高ければ10月ぐらいでも環境基準を超えますので、そのあたりぐらいがやはり濃度が高いし、今ちょっとハイシーズンになっている、そういう状況になります。

というのが今のところの現状です。ちょっとお答えになってないかもわかりませんが。

○委員長 ありがとうございます。全体的な考え方としては、大気の測定というのは、建設していない前の段階、それから建設している段階、それをきっちり押さえておいて、実際に施設が稼働していったときにそれに上乘せがされるはずですね。その辺の影響を見ようというベースを今押さえているというふうにお考えいただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

ほかに大気に関してご意見、ご質問ございますでしょうか。

以前の状態との比較ということでこういう資料もつけていただいたので、以前との比較ということで見ていただければと思います。よろしいですか、ほかにございませんか。

(発言者なし)

○委員長 ないようですので、議事の(3)を終わります。2の報告事項で(1)緑地保全計画、植栽計画ということに関する報告ということですので、ご説明をお願いします。

2 報告事項

(1) 緑地保全計画及び区域内植栽計画の進捗状況について

○事務局 そうしましたら、緑地保全計画及び造成区域内植栽計画について、お手元の資料

と前のスライドで説明をさせていただきます。

平成20年3月18日の第13回環境保全委員会でご説明させていただきました緑地保全計画及び造成区域内植栽計画のうち、実施した内容について報告をさせていただきます。

お手元の資料につきましては、2ページ目に実施した位置のわかる図面、3、4ページに状況の写真を添付しております。前のスライドでは、写真についてはもうちょっと広い範囲で説明をさせていただきます。

まず、1番のヒノキ林については、2分の1から3分の1を伐採を実施し、間伐材は土砂の流失防止及びシカ対策のため、一定の長さに切って置いています。

間伐箇所につきましては、前面スライドのグリーンの部分でございまして、こちらの箇所、それとこちらの箇所、こちらの箇所とこちらの箇所と、大きく4カ所のヒノキ林について伐採、間伐を行いました。

その伐採後の状況写真でございます。ちょっと茶色く見えているところが、伐採した木を一定の長さに切って置いておるものでございます。もう1カ所でもこのように切ったものを寝かせておりまして、かなり日が入るようになっております。

次に、2番目にヤマザクラ、炭焼き窯跡、間歩、台場クヌギとを結ぶ延長約430メートルの散策道を施工いたしました。散策道の交差点部分には道標を設置しております。

散策道の場所につきましては、こちらの茶色の点線の部分で、ここの部分とこの部分ともう1つ、間歩から炭焼き窯跡へ行くショートカットのこの部分で散策道を設けております。

散策道については、現況地形をそのまま活かすということではしておりますが、こちらの左側が谷になっておりますので、安全対策のためにロープ柵を設けております。それと、傾斜のきついところにつきましては、こういったように擬木の階段を設けて上りやすいように、ここはちょっと平らになっておりますのでここは飛ばしまして、また急になったところについては擬木階段を設けて、上り下りしやすいように整備をしております。

次に、散策道のところで交差点になるところについては道標を設けております。お手持ちの資料は4カ所しか表示してませんで、この部分が抜けておりまして、申しわけございません。全部で5カ所設置しております。1カ所、2カ所、3カ所、4カ所、5カ所を設置しております。道標については、これは三叉路のところですがけれども、各方向がわかるように、左へ行けば間歩、右へ行けばリサイクルプラザ、こっちへ行けばいこいの道というふうに、方向に何があるかわかるように設置をしております。

3番目、ヤマザクラ・ヒメボタル、炭焼き窯跡、間歩、台場クヌギ、エドヒガンを説明する解説板をそれぞれの箇所に設置をしております。設置箇所については、ヤマザクラの

あるところにヤマザクラとヒメボタルの解説板、間歩のところに間歩の解説板、炭焼き窯跡のところに炭焼き窯跡の説明、台場クヌギのところに台場クヌギの解説板、エドヒガンの谷のところにエドヒガンの解説板を設けております。

こちらがヤマザクラの部分でございますけれども、ヤマザクラの前に解説板を設けております。それと、ヤマザクラの周りにはロープ柵をしまして、根を傷めないように人が入れないように保護をしております。内容については割愛をさせていただきます。ヤマザクラの部分とヒメボタルの分の説明を載せております。

次が、間歩のところに解説板でございますが、間歩の入り口がここにございまして、その横に解説板を立てております。入り口には門扉をつけております。間歩については、断面が小さくて、あと奥へ行けば縦穴もあって、不用意に入ると危険ですので、一般の方が常に入れないというふうに安全策をとっております。間歩の内容については、このような形で写真をつけております。

炭焼き窯跡、もう上が崩れてるんですけども、こういった石積みがきっちり残った炭焼き窯跡がございますので、その横に炭焼き窯の解説板をつけております。説明と同じように写真をつけております。

次が、台場クヌギのところ、ちょうどリサイクルプラザの裏の西側のところに1つ残っております、その前に解説板をつけております。同じように説明と写真をつけております。

それと、エドヒガンの解説板、先ほど説明させていただきました自生のかかなりある谷に、こういったように解説板をつけております。

あと、何か所かこういった形でベンチ、間歩のところとエドヒガンと先ほどの炭焼き窯跡に、休憩できるようにベンチも設けております。

エドヒガンの内容は、こういった形でつけております。

4番目が、造成区域と緑地の林縁部に、乾燥防止などのためアセビを植栽してございまして、アセビの植栽箇所がこちらの造成との境界の部分、黄色で表示してございまして、この部分とこの部分、この部分、この部分に植栽をしております。植栽後の状況はこういう形でございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。建物以外の外の緑地の作り方等についての説明がありましたけれども、何か今のことに関してご質問とかご意見ございましてでしょうか。もっとうすべきだとかいう話があってもいいかなとは思いますが。

○委員 説明の看板があるということは、もちろん公開されるということだと思っております。

れども、入り口とかが2カ所ほどあると思うんですけども、稼働後、例えば一般の方がどうやってここを見学ができるとか申し込み制なのかとか、実は間歩を安全に見学ができる場所というのは川西市内でも案外余りありませんで、多分、今後間歩の見学をするような史跡ハイキングとか、あるいは自然の観察というのもあると思うんです。そういったあたり、どういった公開というんですか、立ち入りの仕方というんですか、考えておられるかをちょっと伺いたいと思います。

○事務局 この啓発施設の部分でございますけれども、今説明しましたところは、自然学習ゾーンという1つの区域でございます。そこにつきましては、基本的には普通の公園と同じ形で、いわゆる許可とかそういうものは要らないということで考えております。

ただ、管理も当然していかなければなりませんので、基本的には月曜日、まあ普通に入れるんですけど、月曜日は基本的には全体旧館というふうな形で考えておまして、もし団体等の申し込みがありましたらその月曜日はお断りする、あるいは年末年始はお断りするというふうな形になりますけれども、基本的には公園と同じような形で許可はなしで入っていただく、見ていただくというふうな形で考えております。団体につきましては、最初に申し出をしていただかんとあかんかなというふうに今現在は考えているところでございます。

ちょっと雑駁になりましたけれども、以上でございますけれども、お答えになりましたでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 この前の4月9日にありました焼却炉の勉強会に出た件と、これのスラグの件をちょっとお聞きしたいのがあります。それともう1つ、今の間歩ですね、間歩の件とコウモリの件をお聞きしたいことがあります。この2件についてお尋ねしたいんです。

4月9日の勉強会のとき、スラグということで説明があったんですけども、私、製鉄所のスラグは知ってますけれども、焼却炉から出るスラグというのはどんなものかちょっとわかりませんので一々お聞きしてたわけですけども、焼却で出たものは金属分があるから磁気装置で、磁選機ですか、磁選機でスラグとメタルを分けるということで、メタルは別としまして、その他の分は路材などに使うということだったんです。それはそれでいいんですけど、製鉄所のスラグも路材の下によう使うてますんですけども、平成20年3月1日の朝日新聞に、大阪市の伊丹クリーンランドというところから、クリーンセンターですね、22倍のダイオキシンが出たと。これは皆さん見て知っておられると思いますけれども、これは原因ははっきり書いてませんけれども、やはり焼却灰を地に埋めていたのではないかということで、これはダイオキシンだけじゃなく、例えばフッ素とか六価クロム

とかそういうようなものが地下水にも入ってるということで、これはつい最近の新聞ですから、ちょっとはっきり原因がまだわからないと。これはもう除去せな仕方ないということを書いてますけれども、ここの焼却炉の場合にはそういうようなことはないのでしょうか。

この前の勉強会のところでは、金属片をのけた後のスラグは、道路とかああいうようなものに使っていいのではないかと、こういう説明をお聞きしましたがけれども、スラグというのは水に、水分がかかるとやはり何かそういうようなことが出てくるんじゃないかと。これははっきりわからないですけども、思います。

そういうようなことで、ここのクリーンセンターの焼却炉の余分に出た灰はどのような処分をされるかということがちょっと心配なんですけども。例えば、それを場内にまき散らしたりしたら、こういうような原因が出てくるんじゃないかと、そういうことをちょっと心配してるわけでごさいます。これは新聞に出てましたことなんで、ちょっと気になって、その勉強会に行ったときにね、それとちょうど同じような時期やったんです。それでちょっとお聞きしようかと思ったことです。

もう1点、この間歩の件ですけども、この間歩は、全般的にここらにあるんですね。この敷地だけじゃなくて、猪名川のこの一体には3,000近い間歩がありまして、石見銀山に負けんぐらいの間歩があると思うんです。余り整備はされてませんけども。ここの敷地を見ますと64カ所あるということで、平面的な記入はなかったですけども、この間歩が工事をやるに当たって壊れたとかそういうようなことはなかったのかと。破壊されたりとかですね。そういうようなことがちょっと気になるということです。

それと、これも新聞の記事なんですけども、石見銀山の例として朝日新聞に出とったんですけども、これも皆さん見ておられると思います。これは5月18日の朝日新聞です。石見銀山に2,300匹いたコウモリが、最近になって250匹になってしまったと。この原因ははっきりわからないと書いてはいますけども、世界遺産になったために、とにかく自動車とかバスとかそういうのがたくさん来て、排ガスでコウモリの住環境が変わったんじゃないかということで出てましたけども、まだ原因はわからないということです。

この前聞きますと、ここにもコウモリがおるんですね。何匹か知らんけど。そういうような件で、これが稼働した場合、今おるコウモリに影響はないだろうかとということがちょっと頭に浮かびました。石見銀山でもこんななつとるわけですから、当然ここらでもそういうふうなことが起こってくるんじゃないか。ましてや、ここは工場ですのでね、工場でいろいろな排出ガスが出ると思います。石見銀山は、ただ自動車だけでこうなったということを言っておられますのでね。

そういうような件とこの2件についてちょっとお尋ねしたいということでございます。
以上です。

○委員長 先ほどの報告事項はもうよろしいでしょうか、植栽とか。もしあればまた出していただいたらと思いますが、その他に移って今ご質問いただいたということで、スラグの安全性のことですかね。それと、間歩とコウモリとかの関係ということですが、何か回答はございますでしょうか。

○事務局 まず、スラグの利用に関してのことでございますが、スラグを利用する場合には、一応JIS規格というのが定まっています。その基準の中に、当然先ほどご心配になった溶出基準、あるいは含有基準というのが定められておりまして、その基準をクリアしないことには路盤材に使ったりすることはできないということになっています。そういうふうな基準をクリアするようなものにはしていきたいと思うんですけども、もし万が一そうなったらそういう利用は当然できないということになります。

それから、2番目の間歩のことでございますが、これは環境影響評価書のほうにちゃんと書いてますけれども、8カ所の間歩が造成切り土あるいは盛土によって埋められたり削り取られたりしております。これにつきましては、当然文化財ということで、川西市の教育委員会、あるいは川西市の教育委員会から県のほうに協議していただいて、その協議の結果を踏まえてそういう工事に取りかかっているところでございます。

それから、3点目の施設の稼働によるコウモリへの影響ですが、これはちょっと私のほうからはコメントはなかなか難しいところがございます。

ただ1点、排ガスにつきましては、言うたらかなり上のほうで出しますので、直近には影響は少ないかなというふうな思いはしておりますけれども、これについてはちょっと具体的にどうこう言えるような見識は持っておりませんので、よろしくお願いします。

○委員 コウモリについてなんですが、コウモリは、前から言ってるんですが、1カ所の洞窟を使うだけではなくて、冬眠をする洞窟とか子育てをする洞窟、それから夏場に過ごす洞窟、1匹のコウモリが何カ所かの洞窟を使う、そういうふうに彼らはたくさんの洞窟を使います。

それで、コウモリにとって一番よくないのは、多分、石見銀山では人が入らなくなったところに、観光化によってその洞窟間歩に人が入るようになってきた。そのために間歩を移動してしまったということが一番考えられます。

この間歩は、安全性のこともありまして、中には入ってはいけないというふうにしてありますので、コウモリに対する影響はほとんどないのではないかと考えています。

○委員 石見銀山の話が今出たんですけど、石見銀山の間歩の近所に自動車の道路とかそう

いうものはないんですよね。一番考えられるのは、僕3回ぐらい行きまして、島根県の教育委員会の関係の人とも行ったことがあるんですが、大久保間歩というのがございまして、それが昔の通路なんですけど、雪が降ると通れなくなるものですから、山越えしないで坑道を通って歩く、そういう間歩があるんです。そこをことしは通れるようにするという話がありまして、それは相当広い坑道で長いんです。それと、脇に坑道が何本も入ってまして、多分その関係でコウモリが減ったんだろうと思うんです。

新聞社がどの程度のこととてどういう根拠でやったのかというのは非常に不鮮明なものですから、だけどコウモリがいなくなったから、それは人が来て自動車が通ったとか何とかという話と直接結びつくかどうか、そこまで新聞社が調査したのかどうかというのは非常にあいまいなんでわかりませんが、もっとその辺のところはきちんとやってもらいたいと思っています。

それから、もう1つ、この間歩の場合は、102でしたか、あの間歩は相当長かったですけれども、あと国崎地区に間歩はたくさんありますけれども、そんなに奥行きのある間歩は幾つもなく、あとは非常に短かったり、それからあとは堀下がりになっていてつぶれちゃったり、そういう間歩がいっぱいありまして、だからそこは原則としてコウモリはいないと思うんです。だから、その辺のところはもう少しきちんと考えてみないとわからないんですが、一番考えられるのは、相当長い距離ありますとコウモリがいる。

それから、僕は旧坑の調査なんかやっていることがありましたけれども、そこをあけてやったときに随分コウモリがいて、見ただけで多分50~60羽はいたと思います。そういうある程度長さがある、人が余り行き来しないところにコウモリが生息するということはあり得ると思います。

だから、石見銀山の話は、確かに人は多くなっていますけれども、あそこはあの観光ルートで間歩があるというのは龍源寺間歩だけですから、あそこはそんなにコウモリはいないと思うんですね。

一応念のために。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 申しわけありません。新聞を見ただけで言ったわけですから、新聞にそう書いてましたんでね。えらい数字が100分の1ぐらいに減るとるので、ちょっと関心がありましたので、申しわけありません。

○委員長 先ほどのスラグについても、一般的にはケイ酸といいますか、ガラス質が溶けて、ガラスで覆うといいますか、ガラスの中に封じるような形で大体スラグができるので、一般には溶出しにくい状態にはなっていると思うんですけど、当然使うときにはいろいろな安

全性をちゃんとチェックして、ダイオキシン以外でも重金属とかそういうものも含まれるわけですから、そのチェックはちゃんとやられるはずではありますので、灰そのものでいろいろなものが出てくるわけではなくて、ケイ酸が溶けて、ガラス状で、石ではないですけど、ガラスと石の間ぐらいの感じ、まあそんな感じですよ。

○委員 この件もちょうど勉強会のときにこれが新聞に出てましたので、それでちょっとぐあい悪いんじゃないかと。豊中が今そういうことになっとるそうですね。そういうようなことで出てましたものですから。

○委員長 その他に行きますので、何かご意見、ご質問ございましたら。
事務局のほうから何かあるようです。

3 その他

○事務局 それでは、事務局のほうから1点、その他でご報告をさせていただきたいんですが、現在、組合では、国崎クリーンセンターの啓発施設、具体的にはリサイクルプラザの2階にあります啓発の部分と、それから前に多目的広場をつくっております。そして、先ほど説明がありました自然学習ゾーン、この管理運営につきまして、地方自治法上の指定管理者で行うということで今現在作業を進めております。特にこの環境保全委員会と関係があります自然学習ゾーン、先ほど説明もいたしましたけれども、ここの緑地の管理と指定管理者の関係につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

指定管理者に管理をしてもらう自然学習ゾーンの範囲につきましては、先ほど説明がありましたとおり、散策路といこいの道というゾーンがあるんですが、その園路、それからまたクヌギの森というゾーンの園路、先ほどの写真の中でありました園路のいわゆるロープさく、あるいは間歩の扉とかそういう部分の管理をお願いをしようということで考えておまして、緑地部分につきましては、全体として組合の管理となっております。この緑地の管理部分につきましては、これからも学識経験者のご意見を踏まえまして、組合が主体になって行っていくことと考えております。

そして、活動状況につきましては、きょう報告をさせていただきましたように、当委員会で報告をしていく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長 皆さんのほうからその他で何かありますか。

○委員 今いろいろお話を聞いてるんですが、焼却施設の運転管理は行政が主導権を持って行われるのか、あるいは前から出てますように委託先を競争入札で選定されてやられるのか、もう4月から稼働ということでございますので、その点もう一遍確認をさせていただ

きたいと思います。前お会いしたときには、組合長の話ではまだ決まってないということだったものですから、もう来年の4月ということになりますと、指定管理者でおやりになるのか、あるいは行政が責任を持ってやられるのか、もう結論が出てるとお思いますので、ちょっとこの場でお聞かせいただきたいとお思います。

○事務局 焼却炉の運転管理につきましては、委託業務として実施してまいります。ただし、基本的には管理監督を行うのは組合であるという考え方のもとで、運転管理につきましては委託業務で行うということに決定しております。

○委員長 どこがやるとか、そういうことはまだ決まってないんですか。

○事務局 今現在、委託業務に関しての作業を事務局で行っておりまして、今後、制限つき一般競争入札を通じまして、業者選定を行っていきたいというように考えております。

○委員 あくまでも責任は行政が持つという考え方でよろしいですね。

○事務局 はい。そのとおりでございます。

○委員長 私から質問なんですけど、どうして都市ガスを使うのというご質問があつて、勉強会とかでちゃんと答えてもらったらどうですかというふうに私は発言したと思うんですけど、勉強会ときにはそういう話はされなかったんですかね。

○事務局 この間の勉強会ではそういう話題はしておりません。

○委員長 エネルギーに関してもいろいろご質問があるので、ここで簡単に報告できるものなら報告していただけたらいいとお思いますし、先ほども話がありましたように、特にそれで話題というか、決まってることですから、こういうふうにやりますということを説明してもらったらいいいし、もしもいろいろ議論するようでしたら、ここでは余り時間的に余裕がないと思うので、勉強会のような別の場でしっかりやってもらったらいいいんじゃないかなというふうに私は考えてるんですけども。

○委員 先ほどエネルギーの問題が出ましたけれども、私も前の委員会でエネルギーに関しては、やはりその収支がどのようになったのか、そこあたりを説明いただきたいということは何度も申し上げておったわけなんですけれども、環境保全ということ自体が何やというたら、ただいま現在では、現状の大気がどうのこうのということを我々は今報告を聞いて検討させていただいてるんですけども、これが来年の4月からは本格的に稼働いたしますと、環境保全ということは、何もないともうこのままなんです。ところが、高炉を運転するから問題点がいろいろ起こってくるわけでしょう。それから、エネルギー問題そのものは、工場の管理そのものに私はあれがあると思うんです。その原因からそういう問題が出てくるとお思うんですけど、そういう意味では、当初考えておったエネルギー対応は、だんだん設計して、こうやっていく中でどういうふうに変化していったのか。それは基本

的に一つも変わらんのやとおっしゃるんやったら、そこあたりをこの委員会の全員の共通の認識として、やはり当局は今の時点で説明したほうがいいんじゃないかと。

勉強会、勉強会とおっしゃるけど、勉強会に出るのは、ご存じのように住民代表だけなんです。だから、議会関係の委員の方もお出にならないし、もちろん先生方も、先生方はどうにご存じやからお出でにならんわけですから、そこらあたりは勉強会でどういうふうに説明されたのかということは、この委員会では全然反映されてこないわけでしょう。

だから、今後工場管理の問題として、環境保全ということは、工場ができるからそういう環境保全についてのこういう委員会ができたのであるならば、今の時点からそういう問題の対応をやっぱり行政としてはするべきではなかろうかというふうに思うんですけどね。

私の聞いたところでは、既にもう維持管理費まで計算されてるんですよ。議会に提出されてるはずですよ。それならば、エネルギーの問題なんていうのは、もう非常に簡単な答えなんです。それが出ないと維持管理費が出るはずがないんだからね。だから、例えばごみをこれだけたきますと。熱がこれだけ出ますと。しかし、ほかに配分することができません、本体だけの活動だけで足りないぐらいですということなのか、余ってるんだけども実はそれを売りたいんだということなのか、その運転方法によって環境の問題は、将来、保全の問題は変わってくると思うんです。

だから、私は、委員会の共通認識として、今できることやったらそういうものを、委員会を運営する1つの資料として説明してほしいと思う。いわゆる委員会の共通した理解を試みたいなど。勉強会でやったことを我々は勉強しましたけれども、皆さん方皆ご存じですか。知らない方が多いと思いますよ。特にこちら側の方はね。そういう知らない方がいっぱいおって委員会を運営していくというのは、極論すると、これはちょっと片手間じゃないかと思いますのでね。先ほど委員がおっしゃったように、対立して発言するような印象がありましたけど、それはちょっと温度差があって、やっぱり知らないことは我々としても知りたいという前提があるだけなんですよ。

そもそも委員会の立ち上げの精神というのは、前の管理者がおっしゃったように、監視という名前をつけてはぐあい悪いけれども、とにかく運営については住民代表を出してやっていくんだというようなことをちゃんと明言されてる。一番最初の検討委員会の立ち上げからね。そのときにちゃんと明言されてる。その精神というものは今でも引き継がれてると思います。しかし、それはもう前の管理者の言うてることやから今は違うんだとおっしゃるんだったら、それはそれでいいと思いますよ。そこらあたりの対応をどうされるのか行政に聞いてみたいと思います。組合の方、いかがですか。

○委員長 私の思ってるのは、この委員会というのは、アセス関連の環境の問題をチェックするわけですが、例えば問題があったとすると、例えばどういう運転をしてるんだとか何を燃やしてるんだとか、そういう具体的な話がやっぱり関連してきますよね。そういう話と切れないわけですから、そういう話も多分出てくることになるわけですがけれども、じゃ運転すべてをチェックするか中身をすべてチェックするというようなことは、ここではできない話ですから、環境の監視をしながら問題点に関連するような運営なり運転なり、そういうところも当然見ていかないといけない。そうすると、やはり技術的な問題とかも当然絡んでくるわけですね。だから、それらをすべてやるということではないんですが、問題があったときにはそういう問題にも当然かかわってくるというふうに思ってます、今のお話は、当面はエネルギー、都市ガスがどうして使われるのというところから溶融の話から出てきましたけれども、その辺は知りたいということがあると思うので、それを何かの形で対応してもらいたいなというふうに私は思ってるんです。

ただ、ここで細かないろいろな技術的な問題を挙げて議論するということは多分できないし、この委員会の中身、やるべきことではないと思うので、先ほど緑化の話がありましたね。あんな形でも報告してもらおうとか、より詳しいことは、言いましたように勉強会みたいところで、議論するとなると時間もかかるし、資料もかなり要るかもわかりませんので、そういうところでやらざるを得ないだろうし、そういう形でこの時間をしっかり確保したい、そういうことなんです。

○委員 今、委員長がおっしゃいましたこともよく理解をしております。一応この場で教えていただければいいんですけど、まず大阪ガスのいわゆる都市ガスの低圧ガスをリサイクルプラザの中のどことどことどこで使われるのか、それぐらいは資料があるだろうから、一応皆さんにお知らせいただきたいと思います。焼却炉を燃やすことによって得られる電気エネルギーは、溶融に使うのにはちょっと足らんようなことをおっしゃってましたんですが、そのこともちらっと聞きましたけど、溶融炉が電気溶融炉ではなく、ガス溶融炉になった経緯のことも一応ちょっと聞かせていただけたらうれしいなと思います。

○委員長 ですから、その辺をきちっと、私は都市ガスを使うということはある程度だと思ってる、ちゃんとした理由があってそういうある設定をされてるんだらうと思うので、それをしっかり説明されたらいいと思うんです。だから、個別にこれがどうなってるということではなくて、むしろ全体的なエネルギー計画の中でなぜそれがこういう設定にされてるかという理解をすればいいと思うので、そういう説明をしっかりともらえばいいかと思うんです。多分、そのぐらいのことはこの場である程度の時間をとって説明していただけることは可能だと思うし、それに対して、ここはどうなってるのみたいな話は、

もうここはちょっとやめていただいて、勉強会じゃなくても直接聞かれてもいいかというふうに思うんですけれども、その他のところでやっていただければと、そういうことなんです。

- 委員 僕も委員長の意見に賛成で、我々ができることは、環境影響評価にかかわる後の問題点、後出てきた問題点についてどう対応していくかということですね。だから、設置要綱に書かれてないことについてここで幾ら論議したって、その結果生きてこないわけですね。現実には先ほどのエネルギー問題というのがあって、ガスなのか電気なのかという問題、それは現実には絶対あると思う。ありますけど、ただ、ここで論議しても、その答えを出すことができないわけですね。それは設置要綱に書かれてないんで、幾ら論議したってここでは無駄なわけです。だから、ここに書かれてることについて、設置要綱に書かれていることに対してきちんと討議をすると。まだ稼働してませんからいろいろな問題もまだ出てませんが、例えば資料－５に書かれているような自然環境の問題なんていうのは、環境影響評価書の中にもきちんと環境保全を守っていくということが出てくるわけですから、この資料－５に書かれているようなことについては、もっときちんと論議したほうがいいと僕は思うんですけれども、これは書かれてる内容ですからね。

エネルギー等について、書かれていない問題について、無視せいと言ってるわけではありませんが、委員長が言われるように、答えみたいなものを出していただいたとしても、それについての論議というのは、ここでやることが基本的にはできないと僕は考えます。我々学識委員というのは余り発言しませんでしたけれども、今までよく考えてみると、論議しても無駄なことをいっぱいやり過ぎてきた。だから、論議して必要なことをもう少しやらなければいけないのではないかと僕は考えます。

- 委員 今、委員がおっしゃいました、ここでは設置要綱に書かれてないということですが、私は先ほど言いましたように、設置要綱の第３の目的に「施設稼働の監視に関する事項」というふうに含まれてるといふふうに住民委員は思ってる人が何人かおるといふことで、これは委員の見解とは違いますので、その辺の部分に関しては１つまずっておきたいと思います。

それと、もう１つ、勉強会という形で教えてほしいというのではなくして、ここで発言されたことをどういう形で生かしていくかという点においては勉強会で生かしていただいても結構ですけれども、こういう問題を拾い出すところ、拾い集めるところという受け皿がどこかに欲しい、これは住民の思いですので、ひとつその辺の部分をご理解いただきたい。委員長がおっしゃったように資料は出してもらったらいいと思う。時間の関係でここで議論ができなければ、それはできなくてしょうがないと思ってます。ただ、こういう

場で言って正式に資料が出てくるものだというふうに思っております。それは、この場で言うことによって議事録に載せられ、資料が正式に出てくるものだというふうに思いますので、私はやっぱり住民からの心配事がある以上、そういうことを拾い上げていくのがこの委員会だというふうに理解しておりますし、それが第三の設置要綱の目的に入っている「施設稼働の監視に関する事項」だというふうな思いをしております。

○委員 大体ただいまの委員のおっしゃったことと同じですが、先生、私どもは、ここで論議したり批判しようということは、それはあるかもしれませんが、それを前提にしてるんじゃないんですよ。論議するにも批判するにも、その資料が出てこない論議のしようもないじゃないですか。私どもが言うのはそれを言うてるわけです。だから、行政として、そんな誤った行政をやってないはずなんですから、工場はこういうふうに運転しますよということを話していただいたらそれでいいんじゃないですか。だから、例えばエネルギーの問題が出てきたら、エネルギーはこうなりますよということだけ説明していただいたら、私どもは技術的な論議はできないでしょう。それはこんなんたけやとか何とか言うたって始まらんです。工場はもうできてるんですから。

ただ、この前も私言いましたように、新聞にこんなん書いてあるけれども、これはどないやというそういう程度の質問しかできないわけじゃないですか。論議のしようもない。論議するにも仕様がでてないのに、論議も批判もあつたもんじゃない。そういうところが委員と私どもの見解の相違じゃないかと。環境保全と工場管理と別々にあるんじゃないんですよ。これはえらい釈迦に説法なんですけれども、これは一体のものでしょう。そうしたら、表現はちょっと悪いけれども、臭いところを一遍尋ねてみることには、このままで進んでも、これは何回でも繰り返されると思いますよ、こういうことは。だから、私どもは難しいことを聞いてもわかりませんし、ただ、エネルギーはこうなってますよということを簡単に説明、なぜそれができないのか、ちょっと不思議なんですけど。

○委員長 ですから、話としては、例えばどういう溶融の方式をとられてるとか、そういうものは多分公表されてるんじゃないかと思うんです。されてるはずだから、そういう資料をちゃんと見ていただくということがまず最初ですよ。ある段階でどこまでどうなったのか私はちょっと知りませんが、決めるときにはある手段、あるプロセスをとりながらそういうことをちゃんと決められて、本来それはちゃんと住民のほうに説明されるべきですよ。そういうことをしっかり受けとめていただいて、事業主体と住民の間で十分それが理解されれば、ここでそれを取り扱う必要がないわけですが、それがどうも十分に説明されてないようなので、本来この一違うかな、違うかもわかりませんが、ここでやる環境保全に関すること以外のこともいろいろ出てくるわけなんですけれども、私はそ

れはある程度やむを得ないかなと。それをここで一々取り上げてやるのは、本来のこの委員会の役割ではないので、意見は出していただいて、それを何らかの形で対処していただくということがいいんじゃないかというふうに言ってるわけなんです。

ですから、エネルギーのことが大分出ましたので、個別にここはどうなってるということではなくて、都市ガスを使ってくるというシステムをどうしてとってきたのかとか、熔融自体がどういう方式でなっているのかとか、そういうことはこれまでやってこられて決めてこられたプロセスの中で十分検討されて決められているわけですから、そういう説明はしていただいてもいいんじゃないかというふうに思っているわけなんです。

○委員 ちょっと話は変わって、我々の任務の中になると思うんですけども、これからの運転スケジュールを教えてくださいたいんですよ。単独のふかし運転から始まって、ごみの投入のふかし運転とか、そういうのが順番になってくると思いますので、どういうふうなスケジュールでこれからやられるのか。それから、その運転はだれがされるのか。受注されたメーカーさんがされる部分と、今度新しく受注される、民間委託された運転会社が運転する部分とあると思いますので、そういうスケジュールとその担当部門といいますか、担当者といいますか、それはどういうふうな役割分担になっているか、これは契約上決まっていると思いますので、その辺を教えてくださいませんか。

○委員長 どうされますか。それ、今すぐに答えられますか。

○事務局 今現在の考え方といたしまして、焼却炉の部分につきましては、11月中旬からごみの焼却施設のピットに1市3町の家庭系ごみの搬入をまずしたいと。これらを搬入されました後に、本年の12月ぐらいからそのごみを利用して性能試験を行いたい。つまり、試運転を行いたいと考えています。これにつきましては、試運転の結果が、契約工期が平成21年3月末まででございますので、それまでに性能の試験の結果を出していただくということになります。

その12月の性能試験に伴う試運転の前に、11月の初旬、ここらあたりには焼却施設の空だきをしないと次の焼却へ移れませんので、11月の初旬に空だきというものが生じてまいります。それと、その性能試験につきましては、これはまずは仕様書の中にありますように、メーカーの責任として当然性能試験を行うわけでございます。

ただ、もう1つ先ほど言われております中で、業務委託という関係が生じてまいります。これも、来年の平成21年4月1日から人を入れるということは、これで即稼働ということではできません。焼却施設はオーダー品でつくっておりますものですから、その機械に応じた運転方法が生じてまいりますので、入札後に、できれば12月ぐらいから教育訓練、これにつきましては12月から来年の3月末をかけた、約4カ月間の机上訓練と実地訓練、

教育訓練を並行した形でやっていく、こういうことをございまして、まず性能試験の試運転の結果を出すのは請負であって、今言いました業務委託は、平成21年4月1日の稼働に向けての教育実習を行うという期間、こういう考え方で現在の計画を考えております。

○委員 一番初めの試運転というのはいつから始まるんですか。各ポンプとか、ごみを投入しないで空運転というんですか、そういうのはいつから始まるんですか。

○事務局 それは、今言いましたように、11月の初旬です。

○委員 今おっしゃっていましたが性能測定、引き渡しまではメーカーの責任で運転するんだと。12月初めから新しい委託会社は訓練に入るとのことですが、机上教育が終わって実際の現場へ入り出したら、例えば来年の1月ぐらいからでも両方の人間がそこに入って、メーカーから来た人、基本的には3月31日まではメーカーが派遣する運転員100%で運転が可能なわけですね。新しい委託会社の運転員がタッチしないでも、彼らは横で見るだけで、メーカーの責任でメーカーの費用で派遣する運転員で3月31日までは運転するというふうに考えていいんですか。

○事務局 横で見ているだけでこの訓練はできないと我々は考えております。だから、請負者がつきながら、業務委託の者も教えてもらいながら実地の訓練をしない限り、来年の4月1日の稼働には間に合わない、こう考えておりますので。

○委員長 委員さん、これから稼働するわけですから、これからどういうスケジュールで何をしていくとか、実際運転し出したらどういう管理をしていくとか、そういうことは皆さん当然知りたいわけですね。ですから、今個別に聞かれるよりは、例えば次回でもその次でもいいですし、説明をしてもらったらどうですかね。

○委員 予定でいいですからスケジュール表をつくっていただいて、そこに人間がどういうふうな関与をしていくんだとか、そういうふうなことがきちっとわかりやすい表をつくっていただいてから説明を聞くのが一番いいと思います。

○委員長 そのときに委員が、こういうところとこういうところを聞きたいんだというより深いことがあれば、事前に言っていただいて、それも含めた形で、今すぐに答えられても、ほかの方々がついていけないところがあるかもわかりませんので、運転までのスケジュールとか人員のこととかおっしゃっていますし、運転し出した後も、先ほど委託の話が出ましたが、だから段階によって決まっていくんでしょうから、今すぐに全部がわかるわけじゃないと思うんですけど、それは基本的にここで知りたいことの1つではあると思うので、それはしっかり資料をいただいて説明してもらおうほうがいいんじゃないですかね。そういうことでよろしいですか。

○委員 エネルギーのことも。

○委員長 ええ。今エネルギーの話と運転に関する事、あるいは委託とか人員のこと、それが出てますので、そういう関心のあることを説明していただく。先ほどの報告事項みたいな形で私はいいと思うんですけども、こういう計画でやっておりますというようなことで説明していただくほうが皆さんご理解されやすいんじゃないかと思います。

○委員 工場が新しく運転をし出しました。それで、新しいメンテナンスについては委託になった、これは各種の事情ですからいろいろあると思います。ところが、私が聞きたいのは、それをやりまして運転開始するんですけども、1市3町では初めての経験がたくさんあるんですね。例えば、炉の形とか、それから発電設備をつけたとか、それから一番重要なのは、熔融炉をつけたと。灰熔融炉、小さいけども熔融炉は熔融炉ですからね。それから、立派な分別設備ですか、そういうのもできたわけですけども、一番気になるのは、それを正しい方向でやられてるのか、これは後々非常に問題になると思うんです、財政的にね。例えばメーカーにとっては、建設のときに大金をもうけたけれども、今度メンテナンスでもうけてやろうという方針もあるだろうし、そこらあたりを組合ではどういうふうにチェックされるつもりなのか、そこらもまた一緒にあわせて聞かせといてください。

それから、あと1つは、工場を運転管理するんですけども、今はみんな委託業だとおっしゃった。それはそれでいいんですけども、クッキング室とかいろいろな部屋ができたんですけども、これを管理するのはどういうふうにして管理していくのか。結局、これは職員が入らんとだめなはずですけども、委託で安く仕上げようと思ったけれども、こっち側でたくさんの人件費が要ったというのでは、これは何もなりませんので。

私が言いたいのはこの2点、チェック機関をどうされるのか、それからそんなもん信用するんでというんだったらそれでもいいし、あと1つは、工場管理の問題ね、実際の管理をどうされるのか、その2点を機会があるときにまた教えてください。

○委員長 財政のところまでここがやるのはちょっと無理があると思うんです。それは、事業主体の組合に対するチェックは当然議会なり委員会なりで、財政的なチェックも、当然行政の一部ですからやってるはずですよ。ですから、簡単な報告はいただいてもいいかと思うんですが、財政がどうだこうだということまではちょっとここでやるには難しいというか、範囲を超えてると思うんです。

○委員 私はそれは聞いてないと思います。委託したほうがいいとおっしゃってやったことですから、それについてとやかく我々は、それは後の問題であって、私が言ってるのは、新しい設備がどんどんできるんですけども、それをどういうふうにチェックされていくのかという、メンテナンス会社に対するチェックの方法はどう考えておられるかと。それはもう任せておいてくれというんだったらそれでいいわけなんです。そういうところをちょっ

と聞きたいなど。これは非常に興味のある問題、後でもうけてやろうというメーカー側の意思がありありですから、ここで相手がわからんのやからどっさり、例えばこれが1, 000万かかったとしても、2, 500万かかりましたと言われたら、それをどういうふうに対応されていくのか、そこあたりをちょっと聞きたいなど。豊能町なんていうのは財政が非常に悪いから、一銭でも経済的に運営していただきたいなどという希望もあります。

○委員長 ですから、環境の問題はここが基本的にチェックするという事はいいんですが、例えば運転管理その他をだれがどういうふうに管理をチェックするのか、あるいは財政的に本当にこれでいいのかどうかというチェックをするのかというのは、しっかり部局というか、やるところが決まってないといけないわけですから、そこがやるということで、やはりこの委員会の役割をしっかりと、運転し出したときの状態はやっぱり確認しておかないと、ここが財政のところまでチェックするという事は、これはとてもできない話で、それは多分議会に付随する何か委員会があるとか、多分チェックするところがあるんだろうと私は思いますけれども。行政ですからね。

その辺は、これからこの委員会の役割も含めてちょっと整理しないと、財政もここで見ましようみたいな、知りたいのはいいんですけど、それをここで検討するという事はちょっと無理だと思いますね。だから、住民の方の思いはわかるんですけども、この委員会の役割をしっかりとしておかないと、あれもこれもということばちょっと無理だと。特に財政まではとてもここで検討することはできないと思うんですね。

○委員 委員長の言われるとおりで、先ほども言いましたように、我々のできることとできないことがあるんで、一番最初に僕思ったんですけど、だから最初のころに言っとけばよかったんでしょけれども、一番最初この委員会ができたときに、環境影響評価自体の評価もここでやりたいみたいな方が結構おられたんですね。環境影響評価書自体の評価をして、あれはいいかげんだからもっとちゃんとやるべきだと。ところが、そういうような委員会の設置にはなっていないわけですね。だから、この影響評価書に書かれていることについて、あとそれがそのように進んでいってるかどうかというのをチェックするという構造だったわけですね。ですから、組合側が出された発破をかけるということだって、あれはこの委員会の役割じゃない。その発破をかけるかどうかということもここで審議するという事は、評価書そのものに入っていきわけですから、それはおかしいということを買ってきたわけですね、この委員会では。

だから、皆さん思われるいろいろな問題はたくさんお持ちだと思うんですけど、そのすべてをここに持ってきても、本来やらなきゃならないことが、今はまだ稼働してませんから、まだこういう話もできるんでしょけれども、稼働し出したときにありとあらゆる問

題を、委員長言われるように財政の問題も含めて持ってこられても非常に難しい。

それから、エネルギーの問題に関しても、ここに書かれているエネルギーの問題というのは、稼働施設に伴うエネルギーの問題を書かれてますけれども、そのほかの施設、ここで言うトリサイクルプラザですかね、そこでのエネルギーがどうのこうのなんていうのはこの評価書の中には書かれてないわけです。

だから、この委員会で取り扱う内容がどこまでなのかということが、また全員が一致してませんが、少なくともその対象とならないようなものについては、ここで発言してもどうにもならない。その問題点について一応報告してもらおうことぐらいは可能かもわかりませんが、報告してもらってもどうしようもないので、僕としては余り必要ないのかなと。本来やらなきゃならないことをもっときっちり今後稼働してから後、稼働する前も、今も大事なところなんでしょうけれども、それが重要だと僕は思います。

○委員長　それで、例えば財政あるいは運転管理、そういうところのチェックはどこがちゃんとやってるんですよということを組合のほうは、それを説明してもらったら、我々は、ああそうですかと納得できるんだと思うんで、それが全然ないとなるとそれはおかしな話ですから、そういう説明をしてもらったらいいし、当然環境の問題を考えるにも、どこが運営するんですかと先ほど質問がありましたけど、そういうことの情報はこちらに出してもらおうことは必要だと思いますので、これからの運転に至るまでのプロセスあるいは運転したときの運営の状態をどこがどう管理していくのかとか、チェックしていくのかとか、そういう話を報告してもらおうということは必要だろうし、先ほどからエネルギーのことが大分出てますので、エネルギーの状態を今こういうふうに考えているというような報告もしていただけるほうが私はいんじゃないかなというふうに思っています。

そんなところでよろしいでしょうか。ちょうど2時間たちましたので。今のことを聞いていただいて、また組合として何らかの対応をとっていただければありがたいというふうに思いますし、勉強会という形でより基本的な理解をしていただくための、これは全員じゃなくて、ご質問がある場合にはしていただいて説明するほうがいいという方には、個別であっても、あるいは勉強会という形で集まっても結構ですし、教えていただくということは続けていただきたいというふうに思います。

ご質問も、ここでばつと言われて組合がうろうろするよりは、こういうことはちゃんと知りたいんだというようなことは事前に言っておいてもらおうと、ちゃんと調べたちゃんとしたものを教えてもらえるとしますので、そういう形で事前に聞いていただいてもいいと思います。特に全体として説明を受けるほうがいいものは全体で受けたらいいですし、例えばお一人、お二人が特別にこの辺を聞きたいという場合は、個別に聞いていただいて

もいいということだと思います。

あと、何かご意見とかございますでしょうか。

○委員 今回だけ5時半になりましたね。そのことでちょっと、5時まで仕事があつて忙しい、6時という頭があつて、ほんで見たら5時半やいうので慌てて飛んで来て、きょうはちょっと2～3分遅刻したんですけども、何か理由あるんですか。

○委員長 2時間で終わるといいんですけど、3時間近くかかったりすると、ちょっと夜が遅くなるので、ちょっと早めにとというようなことで早めにしたんですが、いかがですかね。難しい……

○委員 いや、今回、僕が6時という頭が入りつつあったんで、ほんで見直して初めて5時半で、慌てて飛んで来たんですけども。次から5時半ということであれば、それまでに仕事を切り上げるようにしますけども。

○委員長 ちょっと早めにしようという話で、これ事務局、そういうことですね、皆さんも余り遅くならないように……

○事務局 実は、学識経験者でもちょっと遠くから来られている委員がおられまして、そういうことで、できる限りの部分で早くしたいかなということなんですけれども、ちょっと申しわけなかったんですけど、もしきょうご納得いただきましたら、基本5時半でお願いできたらなというふうに考えております。ただ、学識経験者の日程等の関係もございまして、また6時になる場合もあるかと思っておりますけれども、基本的な線は5時半ということで、もしきょうご納得いただきましたらそういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。5時半もしくは6時ということで、そのときいろいろな状況がございますので、6時になる場合もありますし、事務局としましては、できたら早く始めて早く終わりたいという部分を考えております。よろしくお願ひいたします。

○委員長 お仕事終わられて5時半はちょっときついという感じですかね。それとも、5時半なら何とかかなるという感じでしょうか。

○委員 自分はいいんですけど、それで決まればそれで行くんですけど、今回うっかりいつもの調子で、ああ、そうやそうや、6時やと思ひ込んでたもんでね。

○委員長 5時半、ちょっと早過ぎるという方おられますか。

○委員 私は遠いから、講義が終わって来たら、それはもう……。4時には大学出てこんとあかんで、1時間半かかるんで。講義が4時半に終わりますから。まあ、それは5時半でも結構ですけどね。

○委員長 どうしてもという方がおられたらまた言っていただいたら、その辺は事務局のほうで勘案しながら、きょうのように一応2時間ぐらいで終われば問題ないんですが、長引

くと申しわけないんですけど。

ほかに何かございますか。

(発言者なし)

○委員長 よろしいですか。事務局ももうこれでよろしいですか。じゃ、事務局に返します
ので。

○事務局 それでは、これで第14回猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会を終
わらせていただきます。皆さん、どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後7時43分